

先例変更対応 レジュメ	山本浩司のオートマシステム 試験に出るひながた集 商業登記法 第2版	4179
----------------	---	------

本書刊行後、先例の変更があり、一部内容に影響がございました。恐れ入りますが、本先例変更対応レジュメをご確認の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	変更前	変更後
P210 ～ 211	P210～211 にかけての申請書を右のとおり全面差し替え	登記の事由 本店移転 登記すべき事項 !!① 年月日東京都A区B町一丁目1番1号から本店移転 登録免許税 金3万円 添付書類 委任状 1通 !!②
P211	P211 の !!① ～ !!③ を右のとおり差し替え	!!① 登記すべき事項として、本店を移転した旨とその年月日を記載すれば足りる（先例平 29.7.3-111、法務局記載例参照）。 !!② 新所在地宛での申請書には、代理人によって申請するときの委任状を除いて、他の書面の添付を要しない（商業登記法 51 条 3 項、18 条）。
P211	One Point 内を、右のとおり差し替え。	新たな通達の出現により、新本店所在地における本店移転の登記の申請書の登記すべき事項として、本店を移転した旨とその年月日を記載すれば足りるとされたことに注意しよう（先例平 29.7.3-111、法務局記載例参照）。
P222	申請書を右のとおり全面差し替え	登記の事由 本店移転 登記すべき事項 !!① 年月日東京都A区B町一丁目1番1号から本店移転 登録免許税 金3万円 !!② 添付書類 委任状 1通
P222	現行の「 !! 」を「 !!② 」として、その上に「 !!① 」を右のとおり追加。	!!① 登記すべき事項として、本店を移転した旨とその年月日を記載する。

（8月31日付レジュメを修正いたしました。P222につき、「支配人に関する事項」は記載不要です）

以上